

議案第 6 号

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

第 7 期介護保険事業計画の計画期間となる平成 30 年度から平成 32 年度までの期間に係る第 1 号被保険者の保険料率等を定めるほか、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の施行により、現行条例の一部を改正する必要があるので本条例案を提出するものである。

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例

箱根町介護保険条例（平成12年箱根町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（保険料率）

第5条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 35,400円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 49,560円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 53,100円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 63,720円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 70,800円
- (6) 次のいずれかに該当する者 84,960円
 - ア 合計所得金額が120万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)
- (7) 次のいずれかに該当する者 92,040円
 - ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 106,200円
 - ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 120,360円
 - ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 134,520円
 - ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第

39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 148,680 円

ア 合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 155,760 円

2 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第 1 項第 1 号に該当する者の平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,860 円とする。

第 7 条第 3 項中「若しくは第 10 号イ」を「、第 10 号イ若しくは第 11 号イ」に、「第 1 号から第 10 号」を「第 1 号から第 11 号」に改める。

第 16 条中「第 1 号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(保険料率に係る経過措置)

2 改正後の第 5 条の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成 29 年度分までの保険料率については、なお従前の例による。